

新（平成27年 8月21日農林水産省告示第2012号）	旧
<p>一・二 （略）</p> <p>三 小分けを担当する者の資格及び人数</p> <p>1 小分け担当者  <u>小分けを担当する者（以下「小分け担当者」という。）</u>として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 小分け責任者</p> <p>(1) <u>小分け担当者が1人置かれている場合</u>にあつては、その者が小分け責任者として、<u>認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）</u>において小分けに関する課程を修了していること。</p> <p>(2) <u>小分け担当者が複数置かれている場合</u>にあつては、<u>小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていること。</u></p> <p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。                      ア～ウ （略）                      エ <u>格付の表示の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>五 格付の表示を担当する者の資格及び人数  <u>格付の表示を担当する者（格付表示担当者）</u>として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。</p>	<p>一・二 （略）</p> <p>三 小分けを担当する者の資格及び人数</p> <p>1 小分け担当者<u>の資格及び人数</u>  <u>小分け担当者</u>として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校若しくは<u>旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校</u>を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 小分け責任者  <u>小分け責任者として、小分け担当者の中から、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）</u>において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。</p> <p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。                      ア～ウ （略）                      エ 認定機関による<u>確認等業務</u>の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(2) （略）</p> <p>五 格付の表示を担当する者の資格及び人数  <u>格付表示担当者</u>として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。</p>